



許可番号第 6610008387 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市住之江区平林北二丁目 8 番 2 3 号

氏 名 阪南産業株式会社

代表取締役 高好 章二

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎

許可の年月日 令和元年10月25日

許可の有効年月日 令和8年6月30日



1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類：

1. がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上1種類

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類：

1. 廃プラスチック類 3. 木くず 5. ゴムくず 7. ガラスくず

2. 紙くず 4. 繊維くず 6. 金属くず

石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を除く

ただし、積替え保管を行うものについては水銀使用製品産業廃棄物を除く

以上7種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所 在 地：①大阪市住之江区平林北2丁目7番40号

②大阪市住之江区平林北2丁目7番78・81号

(2) 面 積：①383m² ②650m²

(3) 保 管 上 限：①313m³ ②414m³

(4) 積み上げ高さ：①2.8m ②2m

(5) 産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く）

②木くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く）

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和58年6月4日 当初許可

令和元年10月25日 許可更新

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

複写厳禁